西岡税理士事務所発

医 業 経 営 情 報

NO.53	患者が本格的に医療機関を選択する時代の到来

医療機関は広告規制により、広告できる範囲が限定されてきました。広告規制を行ってきたのは、「医療は人の生命・身体に関するサービスであり、不当な広告により誘引され、不当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいものがあるので、患者保護のために、患者が受ける情報を制限する」ためです。

わかりやすく書くと、患者が医療機関を選択できるような情報を医療機関が広告できないようにするための広告規制です。

これでは患者はどの医療機関に診てもらえばよいかわかりません。ところが患者は医療機関の情報を知りたがっており、そのため医療機関を紹介する本が売れたり、インターネットの紹介サイトが人気あるのは当然と言えます。

近年、厚生労働省もようやく患者が医療機関を選択できるよう広告規制の大幅緩和に動き出しました。

それどころか平成18年6月に、都道府県による医療機能情報の公表制度を創設することを盛り込んだ法案が国会で成立しました。

医療機能情報の公表制度創設の趣旨は「住民・患者に対し分かりやすい形で（情報）提供することにより、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的」としていますが、国は国民皆保険制度からの脱却を図っていると考えることもできます。

国民皆保険制度のもとでは、誰もがいつでも安心して適切な医療を受けられる必要がありますが、公的給付抑制のために年々患者負担が増え続け、さらに数年前までは考えられなかったほど混合診療（保険外併用療養費）の解禁が進み、先進医療、制限回数・日数を超えた診療などが自費となりました。

そして将来は、誰もがいつでも安心して適切な医療を受けられるのではなく、国が必要と認めた医療は誰もが受けられるが、国が必要と認めた医療以上のものを望むのであれば全て患者自身の自己責任と負担で医療を受けることになると思います。

患者自身の自己責任と負担で医療機関を選ぶ必要がでてくる以上、国（都道府県）は国民（患者）に対して医療機能に関する情報を提供する義務があり、そのための医療機能情報の公表制度の創設だと思います。

■医療機能情報の公表制度の施行スケジュール

医療機能情報の公表制度は平成19年4月1日より施行されますが、各都道府県におけるシステム開発等の準備が必要なことから、平成19年4月より段階的に公表されることになります。公表方法は各都道府県により異なりますが、少なくとも平成19年度中に名称、所在地等の基本情報については公表することになります。

そして平成21年4月からは厚生労働省が定める全ての情報を公表する予定です。

厚生労働省医政局による施行スケジュール

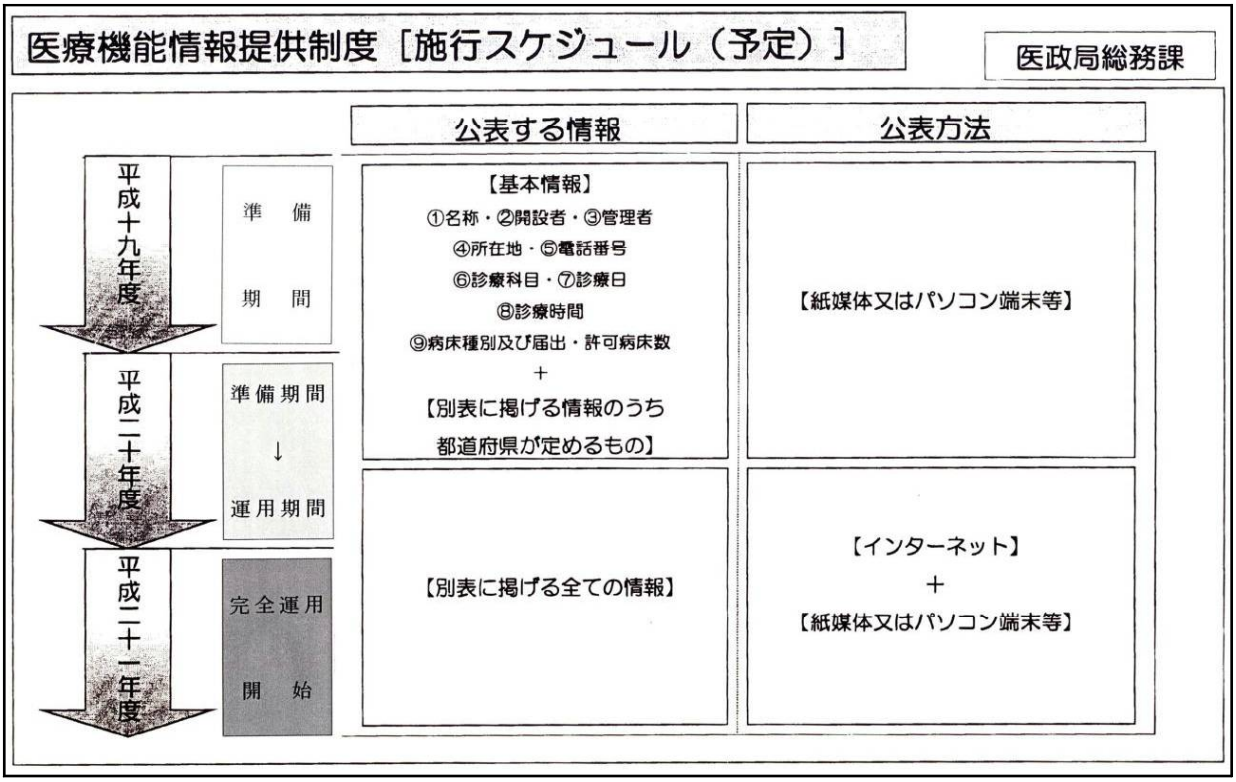

■公表予定の医療機能情報

（1）病院

現在広告可能な事項	基本情報	医療機関名称、管理者氏名、所在地、病床種別・病床数、診療科目、併設している介護関連施設
	病院へのアクセス	交通アクセス情報、駐車場に関する事項、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス、診療日、診療時間、外来受付時間、予約診療実施の有無
	院内サービス・アメニティ	医療相談に対する対応、外国語対応、聴覚障害者・視覚障害者に対する配慮、院内売店情報
	費用負担等	医療保険・公費負担等の取扱い、室料差額料等特別の療養環境の提供、クレジットカード払いの可否

現在広告可能な事項	提供サービスや医療連携体制に関する事項	学会認定医・専門医、対応可能な疾患・治療内容、健康診断・人間ドック・健康相談の実施、対応可能な予防接種・在宅医療・介護保険サービス、セカンドオピニオン対応
	医療の実績、結果に関する事項	病院の人員配置、看護配置、症例検討体制、患者数、平均在院日数、(財)日本医療機能評価機構の認定の有無
平成19年4月1日以降広告可能になると考えられる事項	基本情報	医療機関の開設者
	病院へのアクセス	時間外（休日夜間）対応、面会時間
	院内サービス・アメニティ	院内処方・院外処方の別、入院食の情報、車椅子利用者に対する配慮、受動喫煙防止対策
	費用負担等	治験の実施
	提供サービスや医療連携体制に関する事項	保有する施設設備、対応可能な短期滞在手術、地域医療連携体制（地域連携クリティカルパスの有無)、地域の保健医療サービス又は福祉サービス提供者との連携体制
	医療の実績、結果に関する事項	法令に基づく義務以外の医療安全対策・院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、患者満足度調査実施の有無
広告できるか検討する必要のある事項	提供サービスや医療連携体制に関する事項	専門外来の有無と内容
	医療の実績、結果に関する事項	治験結果情報

（２）診療所

現在広告可能な事項	基本情報	医療機関名称、管理者氏名、所在地、病床種別・病床数、診療科目、併設している介護関連施設
	診療所へのアクセス	交通アクセス情報、駐車場に関する事項、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス、診療日、診療時間、外来受付時間、予約診療実施の有無
	院内サービス・アメニティ	医療相談に対する対応、外国語対応、聴覚障害者・視覚障害者に対する配慮
	費用負担等	医療保険・公費負担等の取扱い、室料差額料等特別の療養環境の提供、クレジットカード払いの可否、
	提供サービスや医療連携体制に関する事項	学会認定医・専門医、対応可能な疾患・治療内容、健康診断・人間ドック・健康相談の実施、対応可能な予防接種・在宅医療・介護保険サービス、セカンドオピニオン対応
	医療の実績、結果に関する事項	診療所の人員配置、看護配置、患者数、平均在院日数

平成19年4月1日以降広告可能になると考えられる事項	基本情報	医療機関の開設者
	診療所へのアクセス	時間外（休日夜間）対応、面会時間
	院内サービス・アメニティ	院内処方・院外処方の別、車椅子利用者に対する配慮、受動喫煙防止対策
	費用負担等	治験の実施
	提供サービスや医療連携体制に関する事項	対応可能な短期滞在手術、地域医療連携体制（地域連携クリティカルパスの有無）、地域の保健医療サービス又は福祉サービス提供者との連携体制
	医療の実績、結果に関する事項	法令に基づく義務以外の医療安全対策・院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、患者満足度調査実施の有無
広告できるか検討する必要のある事項	提供サービスや医療連携体制に関する事項	専門外来の有無と内容
	医療の実績、結果に関する事項	治験結果情報

（３）歯科診療所

現在広告可能な事項	基本情報	医療機関名称、管理者氏名、所在地、診療科目
	診療所へのアクセス	交通アクセス情報、駐車場に関する事項、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス、診療日、診療時間、外来受付時間、予約診療実施の有無
	院内サービス・アメニティ	医療相談に対する対応、外国語対応、聴覚障害者・視覚障害者に対する配慮
	費用負担等	医療保険・公費負担等の取扱い、クレジットカード払いの可否
	提供サービスや医療連携体制に関する事項	学会認定医・専門医、対応可能な疾患・治療内容、健康診断・健康相談の実施、対応可能な在宅医療
	医療の実績、結果に関する事項	歯科診療所の人員配置、患者数
平成19年4月1日以降広告可能になると考えられる事項	基本情報	医療機関の開設者
	院内サービス・アメニティ	院内処方・院外処方の別、車椅子利用者に対する配慮、受動喫煙防止対策
	医療の実績、結果に関する事項	情報開示体制、患者満足度調査実施の有無

広告できるか検討する必要のある事項	提供サービスや医療連携体制に関する事項	専門外来の有無と内容

■医療連携体制の情報提供制度

平成20年4月から新しい医療計画も実施されます。この医療計画ではがん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策など主要な医療事業に関して医療連携体制を構築し、その情報をホームページや携帯電話等を活用して住民に提供する必要があります。

医療連携体制の情報提供制度と、医療機能情報の公表制度は異なる制度であり、厚生労働省も公表する項目、内容、更新時期等の整合性について今後整理していくとしていますが、どちらの制度も患者が医療機関を選択する情報である事に変わりはありません。

医療連携体制の情報提供制度のイメージ図

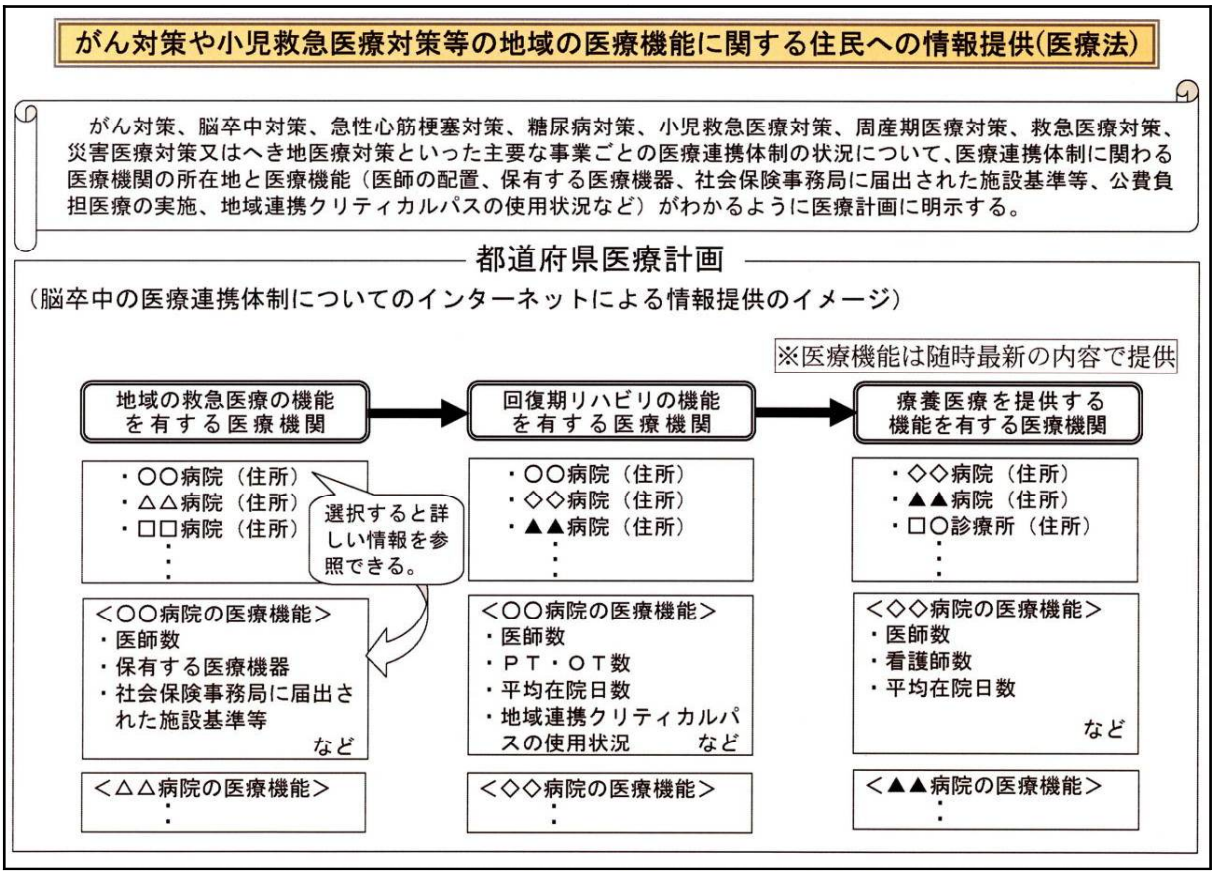

■医療機能情報が公表されることの影響

もっとも注意すべき点は広告と違い、医療機関が望むと望まないにかかわらず、平成21年4月以降は上記に掲げた情報全てが公表されることです。

今までは医療機関で広告する範囲を選択できましたが、今後は施設面、サービス面を問わず、全て他院と比較されることになります。

例えば病院は保有する施設設備が公表対象になっています。施設設備とは、集中治療室（ICU）、冠疾患専用集中治療室（CCU）、脳卒中専用集中治療室（SCU）、呼吸器疾患専用集中治療室（RCU）、手術室、無菌治療室、高圧酸素治療室、患者搬送車（ヘリコプターを含む）などを指しますが、もし救急医療を行っている病院に手術室しかなければ、ICUやCCUがある病院に比べて施設面で見劣りしてしまいます。

また、日帰り手術や1泊2日入院手術などの短期滞在手術も公表対象になっていますので、もし短期滞在手術を行っていないと、やはり他院に比べて見劣りしてしまいます。

ですから平成21年4月以降は、施設が充実している病医院、サービスが充実している病院、医療実績がある病医院がはっきりしますので、患者は今まで以上に医療機関を選択できるようになります。

なお、都道府県は情報の正確性を確保するため、医療機関が報告を行わない場合や誤った報告を行っていると認める場合には、医療機関に対し適切な報告を行うよう指導することができます。もし、指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、是正勧告ができます。

次に注意すべき点は、都道府県は原則としてインターネットにより医療機能情報を公表することになっていることです。もちろんインターネット以外にも電話照会対応や、紙媒体による情報提供も行いますが、今まで以上に患者はインターネットを利用して医療機関を探すようになると予想できます。

その際に、自院のホームページがあった方が有利ではないかと思われますので、まだ自院のホームページがない医療機関は早めにホームページを開設されることをお薦めします。

平成１９年１月９日

西岡秀樹税理士事務所

http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/

文　責　西岡秀樹